

## (第116報) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウィルス感染症対策本部の設置について

令和2年3月26日 18時30分

東京都では、令和2年1月30日に「東京都新型コロナウィルス感染症対策本部」を設置し、対策に取り組んできました。この度、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき国において新型コロナウィルス感染症対策本部が設置されたことに伴い、同法に基づく「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置いたしましたので、お知らせします。

【参考】

- 令和2年1月30日 「東京都新型コロナウィルス感染症対策本部」を設置
- 令和2年3月26日 「東京都新型コロナウィルス感染症対策本部」を特措法に基づく対策本部として位置付け

<新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）>

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

### このページに関するお問い合わせ

- 本部に関すること  
東京都総務局総合防災部  
電話 03-5388-2453
- 新型コロナウィルスに関すること  
東京都福祉保健局健康安全部  
新型コロナウィルス感染症に関する電話相談窓口  
電話 0570-550571  
受付時間 午前9時から午後9時まで（土、日、祝日を含む）

ID 1007531

前の緊急ニュース 次の緊急ニュース